

認定こども園施設整備交付金の満額交付に関する要望

待機児童対策や教育・保育ニーズへの対応については、全国的に喫緊の課題であり、各市では主要事業として位置付け、地域の実情を踏まえ、子ども・子育て支援新制度に基づく待機児童解消や認定こども園の推進をしているところであります。

認定こども園施設整備に当たっては、設置運営事業者において平成29年度認定こども園施設整備交付金（平成28年度補正予算繰越分）などの各交付金が満額交付されることを前提として整備資金計画を作成し、事前協議書を提出しています。

しかし、平成29年4月3日付け文部科学省初等中等教育局長から発出された文書「平成29年度認定こども園施設整備交付金の内定について」で提示された金額は、事前協議金額を大きく下回る金額（最大減額率36%）の例がありました。

減額分の費用を当該事業者や市で負担することは非常に困難であり、また、提示額に合わせて設計の見直しを行うなどした場合は、開設目標に開設できない事態が生じ、待機児童数が拡大される懸念があります。

当該事業の推進には確実性を期す必要があり、事業者に対して事前協議のとおり交付金を満額交付することが安定した事業運営には必要不可欠であります。

については、各市の厳しい財政状況の中で積極的に事業を推進するために、認定こども園施設整備交付金を満額交付することを国に要請するよう要望します。

平成29年5月

千葉県市長会長 清水 聖 士